

Client Alert

17 January 2020

本アラートに関する お問い合わせ先



Jon Cowley
Partner (Hong Kong)
+852 2846 1744
jon.cowley@bakermckenzie.com



Di Wu
Associate (Beijing)
+86 10 6535 3812
dibeijing.wu@bakermckenzie.com



Jenny Pan
Associate (Shanghai)
+86 21 6105 8535
jenny.pan@bakermckenzie.com

中国輸出管理法新案の公表

2019年12月28日、中国の全国人民代表大会（以下、「全人代」「NPC」）は、輸出管理法（ECL）（以下、「2019年草案」又は「本草案」）の新案を公表した。これは、商務省（以下、「MOFCOM」）が発行した2017年版（以下、「2017年草案」）からのアップデートである。

2019年草案は、2020年1月26日までパブリックコメントのために公開されている。制定されれば、ECLは、複数の法令から構成されている既存の中国輸出管理レジームの強化を目的とする、中国初の包括的かつ統合的な輸出管理法となる。

主な変更点

2019年草案には、2017年草案から多くの重要な変更が盛り込まれている。

報復措置

2017年草案で最も議論的となったのは、中国当局が他国による中国に対する差別的措置に対して報復措置をとる権限であった。本規定は2019年草案から撤廃された。現時点では、昨年5月にMOFCOMが発表した「信頼性のない事業者リスト（Unreliable Entity List）」が施行された場合、輸出管理法に統合されるのか、それとも独立して施行されるのかについて明確な言及はない。

再輸出

「再輸出」の定義（ある外国から他の外国への、PRCが規制する品目をデミニマス値を超えて含む品目の輸出）は、2019年草案から削除されたが、積替え及びトランジットに関連して、依然として「再輸出」への言及がある。

キャッチオール条項

国の安全を脅かし、又はテロ目的で使用される可能性のある、リスト品目以外の品目を規制するために規定されていたキャッチオール条項は、本草案では、大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、製造若しくは使用のために使用され、又は核テロ、生物テロ、化学テロの目的で使用される可能性のある品目を対象として明確にされている。

日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

当局による決定

輸出者は、品目が ECL の規制対象となるか当局に照会を行うことができる。2019 年草案では、照会の範囲に技術やサービスが含まれることが明確化され、当局側は照会に「迅速に」対応することとされている。

本草案は、「迅速」の程度につき、また、その決定が当局を拘束するかどうかについては明確にしていない（関税法上の一般的な事前照会と同様）。

最終用途（End-Use）／最終需要者（End-User）ステートメント（EUS）

輸出許可申請の添付書類としてエンドユーザーステートメント（EUS）を提出することが義務付けられた（以前は提出を求められた場合のみ必要であった）。

最終用途（End-Use）又は最終需要者（End-User）の変更時の承認および通知

2017 年草案では、品目の最終用途またはエンドユーザーの変更があった場合、輸入者は当局の承認を得る必要があるとされていた。しかし、実際には、輸入業者は、エンドユーザーへの引渡し時に、そのような変更があったことについて知らない可能性があるため、当該規制は現実的ではない場合がある。そこで、本草案では、最終需要者が、当該承認を取得する必要があるとされている。

さらに、輸出者または輸入者が、当該品目の最終需要者または最終用途が変更される可能性があることを知った場合、輸出者または輸入者は、直ちに当該変更を当局に報告する必要がある（従来、この要件は輸出者にのみ適用されていた）。

輸出許可申請に係るタイムライン

前回の草案では、デュアルユース品目の申請スケジュールは、特別な事情により延長の可能性がある場合を除き、45 日に制限されていたが、2019 年草案では、当該延長が、15 日間であることを明確にしている。

罰則の強化

2019 年法案では、多くの罪状につき、罰則が大幅に強化され、新たな犯罪区分が導入されている。興味深い点としては、自主申告の場合の罰則の緩和に関する条項が削除された。罰則の緩和と罪状を併合し行政罰を課す権限に関する条項が施行規則やガイドラインに導入されるかどうかは、現時点では不明である。

結論

ECL の施行時期は定められていないが、全人代に提出された草案は通常 3 回の審議を経るが、2019 年草案は最初の審議が行われており、今後数カ月以内



にさらに2回の審議が予定されている。法案成立後には、規制品目リスト、許可取得を促進する措置、書類保管要件、および内部コンプライアンス・プログラムに関する実施規則の施行が予想される。